2026 年 10 月 29 日

各 位

SBI ホールディングス株式会社
株式会社 SBI 新生銀行
SBI 新生信託銀行株式会社
SBI クリアリング信託株式会社

連結子会社の吸収合併に関するお知らせ

SBI ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：北尾 吉孝、以下「SBIHD」）、株式会社 SBI 新生銀行（本社：東京都中央区、代表取締役社長：川島 克哉、以下「SBI 新生銀行」）、SBI 新生銀行の連結子会社である SBI 新生信託銀行株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：岩井 正貴、以下「SBI 新生信託銀行」）及び、SBIHD の連結子会社である SBI クリアリング信託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：森 浩司、以下「SBI クリアリング信託」）は、SBI 新生信託銀行と SBI クリアリング信託が 2026 年 12 月 31 日を合併期日として合併することを決議し、合併契約書を締結したことをお知らせいたします。

記

１．合併の目的

SBI グループは、あらゆる RWA（Real world asset：現実資産）がオンチェーン化され、トークンを用いた取引・決済が行われるデジタルアセット経済圏の拡大は不可逆な社会的潮流であると考えています。その基盤となるオンチェーン金融の普及に向けては、決済手段としてステーブルコインの実用化やデジタルアセット・トークンのカストディ機能の提供などが不可欠であり、SBI グループでは様々な取り組みを進めております。

かかる取り組みの具体例として、SBI クリアリング信託は、2023 年 7 月に、国内の信託会社として初めて、暗号資産（現物）の信託の引受けを開始しております。

また、SBI 新生信託銀行は、2026 年 6 月に、暗号資産交換業及び電子決済手段等取引業を営む SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦）が流通を担う信託型円建てステーブルコイン「JPYSC」の発行を開始しました。これは、信託銀行が裏付け資産を管理する国内初※の円建てステーブルコイン発

行であり、日本におけるデジタル決済インフラの発展に向けた画期的な取り組みです。

「JPYSC」は、日本の法規制下において信託型の 3 号電子決済手段として位置付けられ、資金移動業型ステーブルコインに適用される滞留・送金にかかる 100 万円制限を受けません。これにより、大口送金への対応が可能となるほか、既存の決済手段と比較し大幅な送金コストの削減が見込めます。個人利用に加え、企業間の決済・送金など様々なユースケースが期待されており、今後は米ドル等の他通貨建てステーブルコインとの交換を通じたグローバルでの利用も見込んでおります。

本合併は、急速な成長が期待されるオンチェーン金融分野への取り組みを一層加速するため、信託・カストディ業務にかかる SBI グループ内の知見・ノウハウを最大限活用・集約し、SBI 新生信託銀行を SBI グループのデジタル金融領域の中核として一層強化することを目的とするものです。本合併により、SBI 新生信託銀行は、ステーブルコインの発行のみならず、各種デジタルアセットおよびトークンのカストディサービスなどの多様な金融インフラ機能の提供を推進してまいります。

SBI グループは、本合併を通じて、デジタルアセット分野における機能・専門性のさらなる高度化を図るとともに、オンチェーン金融の社会実装を牽引する存在としてのプレゼンスを高め、デジタル金融領域における競争力および収益基盤の強化を目指してまいります。

※2026 年 6 月 24 日（水）時点、各社調べ。日本の資金決済法上の「電子決済手段」として取り扱われる円建てステーブルコインのうち、信託型スキームにより発行されるステーブルコインとして。

2．合併の要旨

a. 合併の日程

取締役会決議日	2026 年 10 月 29 日
合併契約締結日	2026 年 10 月 29 日
合併期日（効力発生日）	2026 年 12 月 31 日（予定）

※合併の効力発生は、今後金融庁及び関東財務局より必要な認可が得られることを前提としております。

b. 合併方式

SBI 新生信託銀行を存続会社とする吸収合併方式

c. 本合併に係る割当ての内容

本合併の効力発生日の直前時の SBI クリアリング信託の唯一の株主である SBIHD に対して、本合併に伴い、SBI 新生信託銀行の普通株式 13,000 株を交付します。

３．合併当事会社の概要

(1)商号	SBI 新生信託銀行 （存続会社）	SBI クリアリング信託 （消滅会社）
(2)所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
(3)代表者	代表取締役社長　岩井 正貴	代表取締役社長　森　浩司
(4)事業内容	信託業	信託業
(5)設立年月日	1996 年 11 月 27 日	2014 年 7 月 14 日
(6)資本金	50 億円	3 億円
(7)決算期	3 月期	3 月期

４．合併後の状況

存続会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、決算期に変更はありません。存続会社株主の持株比率についても、SBI 新生銀行 51%、SBI ホールディングス 49%のまま変更ありません。

また、合併後の資本金は 53 億円となる見込みです。

SBI グループは今後も、金融の最前線に立つ企業として、いち早くデジタル金融領域における様々な取り組みを推進し、既存金融と融合した次世代の金融サービスの提供に向けた動きを加速してまいります。

以上

＊＊

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：
SBI ホールディングス株式会社　コーポレート・コミュニケーション部
inq-all@sbigroup.co.jp
SBI 新生銀行 サステナビリティ＆コミュニケーション統括部
報道機関のみなさま　SBIShinsei_PR@sbishinseibank.co.jp
株主・投資家のみなさま　SBIShinsei_IR@sbishinseibank.co.jp